

応募要領

令和 7 年度 沖縄県外来種防除活動支援補助金

令和 7 年 9 月
沖縄県環境部自然保護課

この事業は、本県の外来種による生態系等への影響を最小限に抑え、生物多様性を保全するため、外来種対策に資する活動を実施する地域団体等の当該活動に要する経費を補助するものです。

1 趣旨

本県は、数多くの固有種が生息する生物多様性の高い地域ですが、島しょ特有の脆弱性を有しています。島しょ生態系は規模が小さく微妙なバランスで成り立っていることが多いことから、外来種の侵入に対して脆弱であり、これまでに本県に侵入が確認されているグリーンアノールやツルヒヨドリなどの外来種は生態系への大きな脅威となっています。

貴重な本県の生物多様性を保全し、将来の世代にわたりその価値を維持していくためには、地域社会の参加と協働による取組が重要であることから、本事業では、外来種対策に資する活動を実施する地域活動団体の取組を支援し、地域住民等の外来種対策への参画の推進を図ります。

2 応募期間

令和7年9月24日（水）～ 令和7年10月15日（水）

3 補助対象事業の内容について

補助対象事業については、沖縄県内における外来種対策に資する以下の事業とします。

区分	内容
外来種駆除等事業	沖縄県対策外来種リスト（平成30年8月策定 令和6年3月更新）で、防除対策外来種、定着予 防外来種及び産業管理外来種に区分される外来 種の駆除、早期発見及び侵入防止対策並びに在来 種の混獲対策などの取組を行う事業
在来種モニタリング事業	駆除対象とする外来種の影響を受けていると思 われる在来種への影響や回復状況等の調査を行 う事業
普及啓発事業	外来種対策に関するチラシやグッズ配布などの 周知啓発やイベント、環境教育等の取組を行う事 業
地域住民参画推進事業	上記の取組について、地域住民の参画を促し、地 域で外来種対策を行う体制の構築に関する取組 を行う事業
その他	その他、地域における外来種対策に資する活動と 認められる事業

4 補助金の交付対象となる団体

沖縄県内で自然保護活動を実施する団体とします。ただし、次の各号を全て満たしていることが必要です。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約等を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、交付申請書に係る活動を執行する組織を有すること。
- (3) 団体の本拠地及び活動を行う場所が沖縄県内であること。
- (4) 活動の実績等から見て、交付申請書に係る活動を確実に実施することができることと認められること。
- (5) 事業実施主体となる団体は、他の法人、他の民間団体、市町村、学校、地域住民等の複数の団体と連携し活動を行う場合は、その代表者として責任を負うこと。
- (6) 同一事業又は内容で、国、公共団体又はそれに準ずる公的制度による補助（委託を含む）等を受けていないこと。
- (7) 既に令和7年度沖縄県外来種防除活動支援補助金の交付決定を受けていないこと。
- (8) 補助事業を実施する団体の代表者、理事、監事、事務局長若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者、又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者が、次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、事業を行うために直接必要な次の経費とし、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、また、消費税及び地方消費税は補助対象外とします。したがって、消費税及び地方消費税が含まれる経費については、消費税及び地方消費税を減算した額を経費算入してください。

1 区分	2 対象経費	3 対象経費内容	4 補助基準額	5 補助率
第2条第1項 (1)～(5)の事業	人件費	対象事業に従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費	上限100万円	8/10以内
	事業費			
	旅費	対象事業の実施に必要な交通費等		
	報償費	対象事業の実施に必要な謝礼金等		
	需用費	対象事業の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、燃料費等		
	役務費	対象事業の実施に必要な通信運搬費、生じた廃棄物の処分費、手数料、保険料等		
	補助員人件費	対象事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費		
	使用料及び賃借料	対象事業の実施に必要な車両、会場、機器類等の借料等		

(2) 補助対象外経費

次に掲げる経費は、事業の実施に直接必要な経費であっても、補助の対

象とならないので留意してください。

- ア 事業期間外に発生した経費
- イ 証憑書類（発注書、契約書、領収書等）が確認できない経費
- ウ 事業者における経常的な経費（家賃、水道光熱費等）
- エ 飲食・娯楽・接待等に要する経費
- オ 手数料（振込手数料、代引き手数料等）
- カ 汎用性があり目的外使用になりうる物品等の購入（例：パソコン、デジタルカメラ、プリンター、エクセル・Word 等の汎用性の高いソフトウェア、机、椅子、書籍など）
- キ 消費税及び地方消費税等の租税公課
- ク その他、事業の実施に関係のない経費や不適切と認められる経費

6 補助対象経費上限額、補助率、補助対象事業数、事業実施期間

- (1) 補助対象経費上限額：1 団体につき、上限額 74 万円
※補助額の上限は 59 万 3 千円となります。
- (2) 補助率：補助対象事業費の 8 / 10 以内
- (3) 補助予算総額：59 万 3 千円以内
- (4) 補助対象事業実施者数：予算の範囲内で決定
- (5) 事業実施期間：交付決定日 ～ 令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
※令和 8 年 2 月 27 日（金）までに事業費の精算及び実績報告を行ってください。

7 応募方法

提出書類

- (1) 交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業実施主体の概要（別紙様式 1）
- (3) 事業実施計画書（別紙様式 2）
 - ・説明資料を別葉とする場合や補足する資料を添付する場合には、添付資料名を記すこと。
- (4) 事業収支予算（別紙様式 3）
 - ・単価を決めるに至った見積書等を添付すること。
 - ・経費は、経済産業省が作成した補助事業事務処理マニュアルを参考に積算すること。
- (5) 業務全体のフロー、工程表（自由様式）
- (6) これまでに実施した外来種対策に資する活動の概要
- (7) 外来種対策実施主体の規約、前年度の決算書等、その他参考となるもの（定期刊行物、パンフレット）

8 個別相談および質問について

(1) 個別相談

個別に相談・質問を希望する場合は、令和7年10月3日（金）までに、以下のアドレスにメールで提出してください。メールの件名は「個別相談申込・沖縄県外来種防除活動支援補助金」とすること。メール授受後、県自然保護課から連絡し、相談日時を調整いたします。

なお、対面の場合は沖縄県本庁舎内（那覇市泉崎1-2-2）で行うことを想定していますが、オンライン相談も可能です。また、相談・質問の内容が共通する疑義内容である場合、県HPに掲載することがあります。

提出先 E-Mail : aa039004@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問受付

公募要領に係る質問がある場合は、「質問書」をメールで提出してください。

メールの件名は「質問書・沖縄県外来種防除活動支援補助金」とすること。

受付期限：令和7年10月3日（金）

回答方法：沖縄県環境部自然保護課ホームページに掲載

回答日：令和7年10月8日（水）※受付期限+3営業日程度

提出先 E-Mail : aa039004@pref.okinawa.lg.jp

9 提出方法及び提出先

郵送又は沖縄県環境部自然保護課へ直接持参

（郵送の場合は令和7年10月15日（水）必着）

※持参の場合は、土、日、祝祭日以外の午前9時～午後5時の間におこし下さい。

【提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県環境部自然保護課希少種・外来種対策班

E-Mail : aa039004@pref.okinawa.lg.jp TEL : 098-866-2243

10 採択団体の決定

事業実施計画等の内容について、書類による審査を実施します

11 支援事業の令和7年度スケジュール

内容	日程及び場所（予定）
応募手続き（応募期間）	令和7年9月24日（水）～ 令和7年10月15日（水）

審査	応募を受理次第、随時審査を行う
審査結果通知及び交付決定	令和7年 10 月末～11 月初旬
事業の実施	交付決定日から令和8年1月30日まで
実績報告の提出	事業完了の日から起算して30日以内又は 令和8年2月27日のいずれか早い期日
補助金検査及び額の確定（通知）	事業完了後
補助金の支払（精算）	請求書の提出後、2週間後

12 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨
 - ・日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 費用の負担及び提出書類等の非返却
 - ・提出書類等の作成・提出は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類等の非公開
 - ・提出された事業実施計画書等、審査内容及び審査経過については、公開しない。
- (4) 補助事業の経理
 - ・補助事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）、沖縄県財務規則、沖縄県外来種防除活動支援補助金交付要綱等の関係例規に基づき、適正に執行してください。
 - ・補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。
 - ・当該補助金の経費は、国の予算も含まれていることから、会計検査の対象となり、会計実地検査が行われる場合があります。
 - ・補助金に係る帳簿及びすべての証拠書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存する必要があります。